

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年十月二日奈良県指令郡土第四一―四〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十月七日郡土第五四八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市鹿ノ台南一丁目一六番六、一六番七及び一六番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区西天満一丁目八―九―九〇四

小石逸人